

議案第 2 号

議案第 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることにつき、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日提出

富田林市長 多 田 利 喜

記

損害賠償の相手方	事故の概要	損害賠償の額 (過失割合)
住所 ***** 氏名 *****	平成 2 9 年 9 月 1 日 1 5 時頃、金剛公民館 2 階ホールにおいて、相手方が移動式黒板を移動させたところ、黒板の脚が外れ、転倒し、負傷させたもの。	1, 700, 220 円 (10 割)